

# 社会福祉法人藤葉福祉会

## 役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤葉福祉会(以下「当法人」という)定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

2 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。

(役員及び役員等の報酬)

第3条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。但し、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、費用弁償は行わない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1)理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

藤沢市内	3,000円
藤沢市外	5,000円

(2)監事が、監査を実施した場合の費用弁償

藤沢市内	3,000円
藤沢市外	5,000円

3 支給方法は、当日に現金で支払うものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

1 この規程は2021年6月1日から施行する。

2 社会福祉法人藤葉福祉会 役員等の報酬に関する規程(2019年10月7日施行)は廃止する。